

# 任意捜査 ハンドブック

丸山嘉代  
三井田守  
武井聡士  
笹川義弘  
久保庭幸之介  
石川雄一郎

編著

立花書房

## はしがき

本書は、平成2年10月初版の「任意捜査の限界101問」（渡辺咲子代表編著）をルーツとする。同書は、第一線で捜査に従事している捜査官が日々直面する、任意捜査における実務上の問題点について、①任意捜査における基本的な問題点を提示し、②任意捜査に関する判例をできる限り取り上げ、種々の場面で任意捜査として採られた捜査方法の適法性の限界に関する判例の流れを探り、③併せて、これらを踏まえた実務上の留意点を解説するものである（同書初版はしがきより）。その後、同書は、犯罪情勢の変化、科学的捜査手法の進展、法令の改廃や新たな判例等を踏まえて都度見直され、平成25年6月には「任意捜査の限界101問〔五訂〕」（渡辺咲子著）として、刊行された。

本書は、前回の改訂から10年余りが経過し、この間、刑事手続に関する重要な法改正が行われ、実務上参考となる裁判例等が刊行物に掲載されるに至っていることに鑑み、これらの法改正や裁判例等についてもできるだけ触れるとともに、これを機に、刑事手続に関する基本原則や基本判例から捜査実務をひも解いて解説することで、第一線で捜査に従事している捜査官がより理解しやすく、かつ、利用しやすい概説書を目指して旧版をリニューアルし、今回「任意捜査ハンドブック」と改題して、刊行する運びとなった。

本書の構成については、これまでの縦書きであったものを横書きにしたほか、旧版を踏襲して捜査の現場等で広く活用されることを主たる目的とし、従来の一問一答形式を採用し、分かりやすく解説を試みるスタイルを基本的に維持しつつ、一層の理解を助けるために、新たに各問の中で解説事項を示す小見出しを設けるなどの工夫をした。また、内容については、新たな立法、新たな判例や学説の進展状況を踏まえ、既存の問や解説の見直しを行い、必要な補正をしたが、旧版の簡にして要を得た記述をそのまま本書でも活用させていただいた。

#### IV はしがき

もとより、本書は、日々直面する捜査上のあらゆる留意事項を網羅的に記述したものではなく、捜査の現場で生じる事態に柔軟に対応するために必要となる基本的な視点に絞ってまとめられている。そのため、事案によっては、更に条文のコンメンタールや判例解説を参照する必要があるかと思われる。しかしながら、本書は、取り上げた設問ごとに関係する条文を列挙し、解説の中にも小見出しを付しているので、まずは本書に当たり、問題となる関係条文、その基本的な解釈・運用、判例の準則を短時間に理解するための糸口となることが望まれるところであり、捜査の第一線において、限られた時間的制約の下で、的確な判断を行う一助となることを願う次第である。

なお、本書は、司法研修所検察教官室の武井聡士教官を取りまとめ責任者とし、関根亮、中畑知之、野崎高志、有吉成美、川井啓史、坪井慶太、土居景子、笹川義弘、秋間俊一、鈴木香代子、近嵐晃司、浦岡修子、松尾円及び石川雄一郎の各教官（いずれも令和5年3月時点）において分担して執筆したものに、三井田守次席教官及び久保庭幸之介教官の御意見を踏まえつつ、小職が全般的に調整を加えたものである。

本書が、旧版同様に、いささかでも第一線で活躍される捜査官の皆様にとって執務上の参考になれば幸いである。

令和5年9月

丸山嘉代

## 凡 例

## 〈判例集等凡例〉

刑 集	最高裁判所刑事判例集
民 集	最高裁判所民事判例集
裁判集刑事	最高裁判所裁判集刑事
東高時報	東京高等裁判所判決時報刑事
高刑集	高等裁判所刑事判例集
裁判特報	高等裁判所刑事裁判特報
判決特報	高等裁判所刑事判決特報
高裁速報 (集)	高等裁判所刑事裁判速報 (集)
刑裁月報	刑事裁判月報
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
判 時	判例時報
判 夕	判例タイムズ

## 目 次

はしがき

**第1章 任意捜査の意義と限界**

- ① 任意捜査の意義と限界（総論）…………… 1
- ② 任意捜査の限界（相手方の承諾及び有形力行使）…………… 4
- ③ 違法捜査の影響…………… 7

**第2章 職務質問**

- ④ 行政警察と司法警察…………… 10
- ⑤ 職務の要件と留意点…………… 12
- ⑥ 職務の有形力行使の限度…………… 16
- ⑦ 職務時の留め置き…………… 20
- ⑧ 職務時の第三者規制…………… 25

**第3章 所持品検査**

- ⑨ 職務時の所持品検査の限界…………… 28

## 第4章 任意同行

10	任意同行の留意点	35
11	任意同行の有形力行使の限界	41
12	任意同行と実質逮捕の分水嶺	44
13	逮捕状を得た上での任意同行時の留意点	49

## 第5章 自動車検問

14	自動車検問の法的根拠	52
15	交通検問の法的根拠	55
16	自動車検問時の有形力行使	57

## 第6章 その他の警職法上の行為

17	泥酔者等の保護と捜査	59
18	覚醒剤による錯乱者の措置	62
19	犯罪発生前の警察活動	65

## 第7章 捜査の端緒等

20	捜査の端緒と留意点	67
21	犯罪被害者に対する捜査	69
22	被害届受理時の注意点	71
23	告訴受理時の留意点と告訴取消対応	74
24	告訴のない親告罪の捜査	77
25	自首の意義と捜査上の留意点	79

## 第8章 写真撮影、ビデオ撮影

26	写真やビデオ撮影時の留意点	82
27	違法デモや共同危険行為を写真撮影する際の留意点	85
28	犯罪発生前の写真撮影	87
29	犯罪発生後の写真撮影	90
30	顔写真撮影時の留意点	92
31	隠し撮り	94
32	私人が撮影した写真の捜査活用	97
33	報道機関が撮影した写真の捜査活用	99

## 第9章 通信傍受

34	通信傍受	101
35	一方当事者承諾による会話録音	103

## 第10章 おとり捜査、行動確認、GPSによる追跡等

36	おとり捜査	106
37	すり検挙時の既遂確認と犯罪防止の関係	109
38	尾行・張込みの許容範囲	111
39	尾行・張込み中の対象者管理区域への立ち入り等	114
40	赤色警光灯を点けない最高速度超過の追尾	117
41	GPS端末による行動監視	119

## 第11章 任意提出、領置等

42	証拠品の任意提出時の留意事項	121
43	証拠品の任意提出権者	124
44	拘束中の被疑者調べにより判明した証拠品の押収方法	127
45	無断で持ち出した証拠品の任意提出	129
46	投棄物の領置	132
47	捜索時に別罪の証拠品を発見	138
48	相手方の承諾を得た捜索	141
49	車両の承諾捜索	143
50	意識不明者の着衣等の押収	146
51	尿の任意提出時の留意点	148
52	被疑者を欺いた任意提出	151
53	意識不明者からの呼気採取	154
54	血液採取	156
55	体に挿入・嚥下された物の差押え	159

## 第12章 実況見分（被害・犯行再現）

56	実況見分と検証の違い	162
57	実況見分時の立会人の指示説明と留意点	164
58	犯行再現の際の留意点	166

## 第13章 身体検査

59	身体検査の限界	170
----	---------	-----



## 第14章 科学的捜査

- ㉓ 科学的捜査の役割……………172
- ㉔ 科学的捜査の結果と係る問題 ……175
- ㉕ DNA型鑑定の問題点等 ……178
- ㉖ ポリグラフ検査の問題点等 ……180

## 第15章 被疑者の任意取調べ

- ㉗ 任意取調べの留意点……………182
- ㉘ 長時間や深夜にわたる取調べ ……186
- ㉙ 宿泊を伴う取調べ……………189
- ㉚ 身体拘束中の被疑者の余罪取調べ ……193
- ㉛ 被告人の取調べの範囲と限界 ……195
- ㉜ 病気の者の取調べ……………198
- ㉝ 精神疾患に罹患した者の取調べ ……201

## 第16章 参考人の取調べ

- ㉞ 参考人取調べに係る留意事項 ……203
- ㉟ 参考人取調べから被疑者取調べへの移行 ……208

## 第17章 外国人に対する捜査

- ㊱ 外国人への職質と取調べの留意点 ……210
- ㊲ 外国人調書作成時の留意点 ……212
- ㊳ 外国人からの外国語の証拠物 ……214
- ㊴ 外国における捜査……………216
- ㊵ 外国在中者の供述と証拠の入手 ……218

## 第18章 そ の 他

78	公務所への照会方法と留意点	221
79	管轄区域外での捜査	224
80	公開捜査の問題点	226
81	報道機関対応の留意事項	228
82	弁護人対応の留意事項	231
83	司法警察職員と検察官の関係	233
	用語索引	235
	判例索引	238

# 第1章 任意捜査の意義と限界

## 01 任意捜査の意義と限界（総論）

任意捜査の意義と限界とはどのようなものなのだろうか。

〔関係条文〕 刑訴法 197 条 1 項、犯捜規 99 条等

### 1 任意捜査の意義

任意捜査は、強制捜査の対概念であり、任意捜査を理解するためには、まず、強制捜査とは何かを正確に理解しておく必要がある。

ここで、強制捜査とは「強制処分」を用いる捜査を意味し、「強制処分」は、刑事訴訟法に特別の規定がなければ、これを行うことはできない（刑訴法 197 条 1 項ただし書）。

「強制処分」の意義については、最決昭和 51 年 3 月 16 日刑集 30 卷 2 号 187 頁（以下「昭和 51 年決定」という。）が次のように判示している点が重要である。すなわち、同決定は、「強制手段とは、有形力の行使を伴う手段を意味するのではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することができない手段を意味する」とする。学説上も、「強制処分」の意義については、有形力の行使の有無ではなく、相手方の意思に反して、その重要な権利・利益を実質的に制約する処分であるとする考え方が有力である。

こうした強制捜査か任意捜査かの区別は、①任意捜査において有形力の行

## 2 第1章 任意捜査の意義と限界

使が認められるか否かと、②有形力を行使せずとも、プライバシー権等の制約を伴う可能性のある捜査の性質をどう考えるかという点で問題となってきた。

1点目については、前記昭和51年決定において判断が示されている。すなわち、同決定は、前記判示に続いて「右の程度に至らない有形力の行使は、任意捜査においても許容される場合があると言わなければならない。」とした。

2点目については、最近では最判平成29年3月15日刑集71巻3号13頁において、自動車にGPS装置を秘かに装着して捜査対象者の自動車の位置情報・移動状況を把握するGPS捜査が、「合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する」ものであり、「個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害する」と述べて、「強制処分」に当たるとされた。

## 2 任意捜査の原則

捜査においては、任意捜査が原則とされる。この点は、刑訴法197条1項の規定ぶりからも分かる。そして、犯罪捜査規範（以下「犯捜規」という。）99条も「捜査は、なるべく任意捜査の方法によって行わなければならない。」旨定める。

任意捜査には、刑訴法上、被疑者の出頭要求・任意同行・取調べ（198条）、参考人に対する出頭要求・取調べ（223条1項）、鑑定・通訳・翻訳の囑託（同条同項）、領置（221条）、公務所等に対する照会（197条2項）がある。そのほか、刑訴法に規定がないものとして、聞き込み・尾行・張込み・密行（犯捜規101条）、実況見分（犯捜規104条）などがある。そして、写真・ビデオ撮影、秘密録音、おとり捜査などは、任意捜査の限界として問題となる場合がある。

### 3 任意捜査の限界

#### (1) 判 例

任意捜査といえども無制約に認められるわけではなく、捜査によって達成される利益と失われる利益との均衡を要求する比例原則に服する。前記昭和51年決定も「強制手段にあたらぬ有形力の行使であっても、何らかの法益を侵害し又は侵害するおそれがあるのであるから、状況のいかんを問わず常に許容されるものと解するのは相当ではなく、必要性、緊急性なども考慮したうえ、具体的状況のもとで相当と認められる限度において許容される」としている。

#### (2) 留意事項

このように任意捜査の限界を考える際には、①これが強制捜査に当たらないか否かという点と②任意捜査に当たるとしても比例原則に反して許される限界を超えていないかという点に留意する必要がある。

## 第2章 職務質問

### 04 行政警察と司法警察

行政警察活動と司法警察活動の関係はどのようになっているのか。

〔関係条文〕 警察法2条1項、警職法2条、3条、6条、刑訴法第2編第1章

#### 1 捜査の端緒となる行政警察活動

警察官は、「個人の生命、身体及び財産の保護」及び「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」をその責務とする（警察法2条1項）。

このうち、犯罪の捜査及び被疑者の逮捕等、刑事司法のために行われる活動（以下「司法警察活動」という。）は司法警察権の行使によるもので、刑事訴訟法をその根拠とする。

一方、犯罪の予防・鎮圧等、社会公共の秩序を維持するために行われる活動（以下「行政警察活動」という。）は行政警察権の行使によるもので、多岐多様にわたり、道路交通法、銃砲刀剣類所持等取締法、質屋営業法等様々な行政警察法規をその根拠とする。このような行政警察法規のうち、犯罪の予防・鎮圧等、犯罪に関連する権限を定めたものが警察官職務執行法（以下「警職法」という。）である。

行政警察活動の過程で捜査の端緒が得られることもあり、司法警察活動へと移行、あるいは併存することもあるなど、両者は密接に関連している。しかし行政警察権の行使と司法警察権の行使は、その根拠、目的が異なること

## 第3章 所持品検査

### 09 職務時の所持品検査の限界

職務質問に伴う所持品検査の限界をどのように考えるべきか。

〔関係条文〕 警職法 2 条 1 項、刑訴法 111 条、218 条、222 条、銃刀法 24 条の 2

#### 1 所持品検査の意義

所持品検査とは、一般的に、警察官が職務質問（警職法 2 条 1 項）を行う過程において、その対象者が、銃器や爆発物等の危険物、あるいは覚醒剤等の犯罪の証拠物を所持している疑いが生じることがある場合に、その発見を目的として、その者の着衣や携帯品を調べることをいう。

所持品検査の一形態として、銃刀法 24 条の 2 第 1 項に、銃砲刀剣類を携帯又は運搬していると疑われる者について、他人の生命、身体に危害を及ぼすおそれがあると認められるときに提示・開示を求め、更に危害防止のために刀剣類等を提出させて一時保管する旨規定されているが、これは、対象が銃砲刀剣類等に限定されており、一般的な所持品検査の根拠規定にはならない。

この点、最判昭 53 年 6 月 20 日刑集 32 卷 4 号 670 頁（後掲 3(1)）は、「警職法は、その 2 条 1 項において同項所定の者を停止させて質問することができるのみで、所持品の検査については明文の規定を設けていないが、所持品の検査は、口頭による質問と密接に関連し、かつ、職務質問の効果をあげる上で必要性、有効性の認められる行為であるから、同条項による

## 第4章 任意同行

### 10 任意同行の留意点

任意同行における留意点は何か。

〔関係条文〕 警職法2条2項、刑訴法198条1項

#### 1 概 要

任意同行には、職務質問のための同行（警職法2条2項、以下「警職法上の任意同行」という。）と被疑者の出頭確保の手段としての任意同行（刑訴法198条1項、以下「刑訴法上の任意同行」という。）の2種類がある。

##### (1) 警職法上の任意同行

警職法上の任意同行は、挙動不審者等に対する職務質問の一環として最寄りの警察署や交番などへの同行を求めるものであり、犯罪の予防、治安の維持等を目的とする行政警察活動の1つである。この任意同行が認められるのは、「職務質問をすることが対象者に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合」（警職法2条2項）であり、同法2条3項により、強制的手段を用いることは許されない。

##### (2) 刑訴法上の任意同行

刑訴法上の同行は、被疑者の取調べ等のための出頭確保の手段であり、犯罪の捜査を目的とする司法警察活動の1つである。



## 第5章 自動車検問

### 14 自動車検問の法的根拠

自動車検問は許されるか。その根拠は何か。

〔関係条文〕 警職法2条1項、刑訴法197条1項

#### 1 自動車検問の法的根拠

道路交通法には、乗車、積載等の危険防止、整備不良車両、無免許運転・酒気帯び運転等の場合に走行中の車両を停止させることができる旨の規定があるが（同法61条、63条、67条）、犯罪の予防検挙のために車両を停止させる、いわゆる自動車検問について、直接これを定めた規定はない。

自動車による移動が極めて日常的に大量に行われる状況の下で、犯罪予防・犯罪捜査も自動車を運転中の者を対象としないわけにはいかず、自動車検問は、重要な警察活動の一つとなっている。

#### 2 自動車検問の意義と適法性

自動車検問は、その目的から、①特定の犯罪が発生した際に犯人の検挙捕捉、捜査情報を収集することを主たる目的とする緊急配備検問、②不特定の一般犯罪の予防検挙を目的とする警戒検問、③交通違反の予防検挙を主たる目的とする交通検問の三つがある。

このうち、①の緊急配備検問は、既に発生した具体的な犯罪の嫌疑に基づ

## 第6章 その他の警職法上の行為

### 17 泥酔者等の保護と捜査

泥酔者等の保護と犯罪捜査の関係はどうか。

〔関係条文〕 警職法3条

#### 1 泥酔者等の保護の根拠条文、要件

泥酔者が路上で暴れているのを警察署に同行し、「保護」することは、日常、よく経験するところである。この「保護」は、通常、警職法3条1項1号による（なお、精神保健福祉法23条参照）。

保護を要するのは、「泥酔者又は精神錯乱者」である。「精神錯乱者」は、精神病患者だけでなく、覚醒剤等の薬物によって錯乱状態に陥っている者、睡眠薬によって容易に覚醒しない状態にある者など、社会通念上精神が正常でない状態にある者をいう（東京高判平成9年12月18日東高時報48巻1～12合併号93頁）。

なお、同号が規定するとおり、「泥酔者又は精神錯乱者」に当たれば直ちに保護の要件を充たすわけではなく、「自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれ」が認められる必要がある（保護の要件を欠くとされた裁判例として、下記大阪地判昭和61年5月8日判時1219号143頁、広島地判昭和41年10月27日判時472号60頁、横浜地判昭和49年6月19日判タ311号194頁等）。

## 第7章 捜査の端緒等

### 20 捜査の端緒と留意点

捜査の端緒にはどのようなものがあるか、その入手方法と留意点は何か。

〔関係条文〕 刑訴法 189 条、191 条、229 条、230 条、239 条、245 条、犯捜規  
59 条

#### 1 捜査の端緒の種類

捜査機関は、犯罪があると思料するときは捜査を開始するが（刑訴法 198 条 2 項、191 条 1 項）、捜査機関が犯罪があると思料するに至った原因を「捜査の端緒」という。

刑訴法には、捜査の端緒として現行犯人の発見（212 条）、現行犯人の私人による引渡し（214 条）、検視（229 条）、告訴（230 条）、告発（239 条）、請求、自首（245 条）の規定があるが、特にこれらに制限されるわけではない。

職務質問（警職法 2 条 1 項）、告訴以外の被害者の申告（被害届）、告発以外の第三者の申告、匿名の申告（投書、密告等）が捜査の端緒となる場合も多く、また、他の事件の捜索・証拠物や被疑者その他関係人の供述が捜査の端緒となることも少なくない（例えば、業務上横領の被疑者が横領金の使途に関して行った供述が贈収賄事件の捜査の端緒となるような場合）。ときには、新聞・雑誌の記事、テレビ・ラジオの放送や、風評等も捜査の端緒となることがある。インターネット上でも多くの情報を得ることができる。

## 第8章 写真撮影、ビデオ撮影

### 26 写真やビデオ撮影時の留意点

任意捜査としての写真撮影やビデオ撮影の許容範囲、留意点は何か。

〔関係条文〕 憲法 13 条、35 条、刑訴法 197 条

#### 1 写真撮影やビデオ撮影の適法性の一般論

写真撮影やビデオ撮影（以下「写真撮影等」という。）は、客観的事実を誤解等の生じるおそれなく写し出すものとして、捜査にあっても非常に有益なものである。もっとも、捜査目的を達成するために必要な行為であっても、それが「強制の処分」に当たる場合には、「法律に特別の定のある場合」でなければ、これをすることはできない（刑訴法 197 条 1 項但書）。したがって、実施される写真撮影が「強制の処分」（強制処分又は強制捜査と同義）に当たらない、すなわち、任意処分（又は任意捜査）に当たる場合でなければならない。

#### 2 判例の考え方

##### (1) 京都府学連事件

捜査機関による写真撮影の適法性に関するリーディングケースは、最大判昭和 44 年 12 月 24 日刑集 23 卷 12 号 1625 頁（以下、この章において、「昭和 44 年判決」という。）であり、警察官が許可条件に反する違法なデモ行進をした集団について、違法なデモ行進の状況や違反者の特

## 第9章 通信傍受

### 34 通信傍受

通信傍受は許されるか。

〔関係条文〕 憲法 13 条、21 条、通信傍受法

#### 1 通信傍受に関する法制度

電話の傍受は、通話者の通信の秘密を侵害するものであるから、任意処分として行うことは許されない。これについては、従前は明文上の規定がなかったため、電気通信回線による音声通話の傍受を、捜査官が五官の作用によって対象の存否、性質、状態、内容等を認識、保全する検証に類するもので通信当事者のプライバシーを侵害することから、検証許可状を取得して実施するという実務上の取扱いがなされていた時期もあった（最決平成 11 年 12 月 16 日刑集 53 卷 9 号 1327 頁）。その後、犯罪の組織化、国際化に対応するため、平成 11 年に「通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる。」との規定（刑事訴訟法 222 条の 2）が新設され、この法律として、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」（平成 11 年法律第 137 号。以下「通信傍受法」という。）が制定された結果、一定の犯罪に限り、裁判官の令状を得て、電話等の通信を傍受できることとなった。そして、その後さらに、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 54 号。以下「改正法」という。）により、通信傍受法が改正され、通信傍受の対象犯罪の拡大等がなされるに

## 第10章 おとり捜査、行動確認、GPSによる追跡等

### 36 おとり捜査

おとり捜査は許されるか。

〔関係条文〕 憲法 31 条、刑訴法 1 条、麻薬及び向精神薬取締法 58 条、あへん法 45 条、銃刀法 27 条の 3

#### 1 おとり捜査の意義

おとり捜査について、最決平成 16 年 7 月 12 日刑集 58 卷 5 号 333 頁（以下「平成 16 年決定」という。）は、被告人から大麻樹脂の買い手の紹介を依頼された捜査協力者が捜査官を買い手として被告人に紹介し、買い手を装った捜査官が取引場所に大麻樹脂を持参した被告人を逮捕した事案において、「おとり捜査は、捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働き掛け、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等により検挙するものである」とした上で、「少なくとも、直接の被害者がいない薬物犯罪等の捜査において、通常の捜査方法のみでは、当該犯罪の摘発が困難である場合に、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者を対象におとり捜査を行うことは、刑訴法 197 条 1 項に基づく任意捜査として許容される」とした。同決定の事案は、麻薬取締官において、捜査協力者からの情報によっても、犯人の住居

## 第 11 章 任意提出、領置等

### 42 証拠品の任意提出時における留意事項

証拠品の任意提出を受ける場合の留意事項は何か。

〔関係条文〕 刑訴法 221 条、犯捜規 109 条

#### 1 任意提出の意義

犯罪捜査のために関係者から証拠物の任意提出を受けてこれを領置することは、実務上頻繁に行われている。殺人犯人が凶器を持参して自首する場合や、犯罪被害を届け出た被害者が証拠物を持参して提出するような場合のほか、搜索差押令状によって、搜索差押えを実施中、令状に明記された搜索差押えの目的物以外の犯罪の証拠物を発見して、これをその場にいる者に、任意提出を求めて領置するような場合も少なくない。

#### 2 実務上の留意点

##### (1) 任意提出権者

任意提出を受けるに当たっては、その者が任意提出の意義を理解し得る者であること、刑訴法に定める任意提出権限を有する者であること(43参照)に、留意しなければならない。

## 第12章 実況見分（被害・犯行再現）

### 56 実況見分と検証の違い

任意捜査としての実況見分と強制捜査としての検証の違いはどこにあるか。

〔関係条文〕 刑訴法 218 条、222 条、犯捜規 104 条、105 条

#### 1 任意捜査としての実況見分

場所、物、人の身体が存在、形状、性質、作用を五官の作用によって認識する強制処分が検証である（刑訴法 218 条 1 項）。これに対し、公道上で道路の状況等を見分するように、何人の法益をも侵害しない場合や、見分目的物の所有者・管理者がその見分を承諾している場合などでは、その実施に当たって裁判所に必要性等の判断を仰ぐ必要はなく、むしろ、任意捜査の方法で実施するのが捜査官及び利害関係者の双方にとって望ましい場合が少なくないので、実務上、多くは実況見分が行われる。犯捜規 104 条 1 項は、実況見分について、「犯罪の現場その他の場所、身体又は物について事実発見のため必要があるときは、実況見分を行わなければならない。」旨定める。

#### 2 強制捜査としての検証

##### (1) 検証によるべき場合

強制処分としての検証を行う場合には、身体を検査、物の破壊等必要な処分を行うことが認められるし、夜間の検証、被疑者の立会いが認め



## 第13章 身体検査

### 59 身体検査の限界

同意に基づく身体検査の限界はどこにあるか。

〔関係条文〕 刑訴法 218 条 1 項、131 条 1 項、218 条 4 項・5 項、犯捜規 107 条

#### 1 根拠条文

身体検査は、人の身体についての検証である（刑訴法 218 条 1 項）。人の身体の状態を検証する身体検査に類似したものとして、鑑定における身体検査（刑訴法 225 条 1 項、168 条 1 項）、身体の搜索（同法 218 条 1 項、102 条）がある。

#### 2 同意に基づく身体検査の可否

前記身体検査は、いずれも、相手の真意に出た承諾があれば、理論的には任意捜査として行うことが不可能ではない。

しかし、刑訴法は、身体検査を一般の検証とは別に規定している（刑訴法 218 条 1 項）。特に、身体を検査については、これを受ける者の性別、健康状態その他の事情を考慮した上、特にその方法に注意し、その者の名誉を害しないように注意しなければならない（刑訴法 222 条 1 項、131 条 1 項）、身体検査令状の請求において、検証令状の請求書に記載すべき事項のほかに、身体検査を必要とする理由及び身体を検査を受ける者の性別、健康状態を示す必要があり、裁判官が身体検査令状を発するに当たり、適当と認める条件を付

## 第 14 章 科学的捜査

### 60 科学的捜査の役割

科学的捜査の役割をどのように考えるか。

〔関係条文〕 刑訴法 197 条 1 項、317 条

#### 1 科学的捜査の重要性

大規模な産業災害やコンピュータ関連犯罪等、高度の科学的知識を必要とする犯罪が増加している上、犯罪はますます広域化、多様化している。このような犯罪に適切に対処するためには伝統的な捜査手法のみでは不十分であり、捜査の科学化は不可避である。

例えば、現場に遺留された資料の分析技術は年々高度化しているし、指紋の自動識別等、コンピュータを活用した情報処理技術も犯人の割り出し等捜査に目覚ましい成果を上げている。

自白に過度に依存しない捜査を行うためには科学的捜査が重要であるが、被疑者・被告人の権利意識が高まっている今日において、科学的捜査の果たす役割はますます増大しているといえよう。

#### 2 科学的捜査の積極的な活用

捜査機関において、事案の真相を解明し、刑罰法規を適正かつ迅速に適用するためには、既に確立された科学的捜査はもとより、先端科学技術を捜査

## 第 15 章 被疑者の任意取調べ

### 64 任意取調べの留意点

被疑者の任意取調べにおける留意点は何か。その限界はどこにあるか。

[関係条文] 刑訴法 198 条 1 項、199 条、203 条

#### 1 意 義

捜査機関は、捜査のため必要があるときは、被疑者を取り調べるができる（刑訴法 198 条 1 項）ところ、逮捕や勾留等により、身体を拘束されていない場合の取調べを「任意取調べ」という。

#### 2 任意取調べの限界

##### (1) 高輪グリーンマンション事件

前記のとおり、捜査のため必要があるときは任意取調べを実施することができるが、当然のことながら、一定の限界が存在する。その限界を判断枠組みとともに判示したのが、最決昭和 59 年 2 月 29 日刑集 38 巻 3 号 479 頁（以下この章において、「昭和 59 年決定」という。）、いわゆる「高輪グリーンマンション事件」に関する最高裁決定である。

すなわち、任意同行後に実施された被疑者の取調べについて、「任意捜査においては、強制手段、すなわち、『個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特

## 第16章 参考人の取調べ

### 71 参考人取調べに係る留意事項

参考人の取調べを行う際の一般的留意事項及びその供述を得るための一般的留意事項は何か。

[関係条文] 刑訴法 223 条、198 条 1 項但書、226 条

#### 1 取調べを行う際の留意事項

##### (1) 総論

捜査官は、被疑者以外の者（参考人）の出頭を求めることができる（刑訴法 223 条 1 項）。被疑者以外の者すなわち参考人には、共犯者も含まれる。また、参考人を取り調べる時期は、送致前、起訴前に限られない。起訴後も、いわゆる補充捜査が許され、参考人の取調べが可能であることはいうまでもない。

##### (2) 任意性の確保

参考人は、出頭を拒み又は取調べを受けることを拒否できるので（刑訴法 223 条 2 項、198 条 1 項但書）、参考人が任意に取調べに応じない限り、捜査官としては、その供述を得る術はない。したがって、参考人の出頭を確保するためには、犯罪捜査の重要性を説明して協力を求めつつ、捜査官の側でも参考人の立場を尊重し、取調べの時間や場所等について十分配慮をする必要がある。

## 第 17 章 外国人に対する捜査

### 73 外国人への職質と取調べの留意点

外国人に対する職務質問、取調べの留意点は何か。

[関係条文] 犯捜規 226 条、230 条、232 条 1 項

#### 1 総 論

我が国に来日、滞在する外国人が急増するにつれ、外国人を被疑者、関係者とする犯罪が激増しており、外国人に対する職務質問、取調べも特殊なケースとはいえ、日常的に行わなければならないこととなっている。

相手が外国人であっても、基本的には、行うべきことに変わりはない。

ただし、在日外国大使館の職員等、いわゆる外交特権を有している者は、我が国の裁判権に服さないので注意を要する（犯捜規 226 条参照。領事官・領事機関の職員についても同様である。同 230 条参照。なお、大使館、外国船舶等についても同犯捜規に規定がある）。

#### 2 領事官通報

我が国に滞在する外国人については、我が国に駐在する当該国の領事官がその保護に当たる任務を有している（領事関係に関するウィーン条約参照）。

外国人の身柄を拘束した場合に、その者の要請により当該領事機関に通報を行ったり、領事官に面接させたりするのは当然であるが、その他の場合で

## 第18章 その他

### 78 公務所への照会方法と留意点

公務所に対する照会の方法、留意点は何か。回答を拒否された場合、どのように対処するか。

〔関係条文〕 刑訴法 197 条 2 項、323 条、144 条、226 条

#### 1 根拠条文、要件

刑訴法 197 条 2 項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができると定めている。公務所、公私の団体が特別の社会的機能を有することから、捜査機関の照会に対して報告をする義務を課しているものである。公務所は、国家機関たる公務所であると、地方自治体の機関たる公務所であることを問わず、裁判所、検察庁、警察も含まれる。公私の団体は、法人格の有無を問わない。

この照会は、「捜査関係事項照会書」という書面で行い、照会に対する回答を書面で受けるのが通常であるが、特に方式が定められているわけではない。公務員が職務上証明することができる事実について作成した書面やこれに準ずる書面には特別に証拠能力が認められる（同法 323 条）ので、照会に対する回答もこれに当たる場合があろう。

## 用語索引

## 【あ行】

一般的指揮権……………234  
 一般的指示権……………233  
 遺留物……………132  
 越境捜査……………216  
 嚙下された証拠物……………159  
 押収……………132  
 おとり捜査……………2, 106  
 おとり捜査の適法性……………107

## 【か行】

外交特権……………210  
 外国語による証拠物……………215  
 外国人供述者……………213  
 会話の録音……………103  
 顔写真の撮影……………92  
 科学的捜査……………172  
 科学的捜査の正確性……………173  
 隠しマイクの設置……………102  
 監視警戒行為……………111  
 鑑定書……………180  
 鑑定書の証拠能力……………153  
 鑑定処分許可状……………154, 158  
 鑑定資料……………175  
 鑑定における身体検査……………170  
 還付請求権……………147  
 起訴前の証人尋問……………204  
 供述拒否権……………205  
 行政警察活動……………10  
 行政警察目的……………89

強制採尿……………150, 152  
 強制処分……………82  
 強制捜査……………1  
 強制捜査と任意捜査の区別……………84  
 共犯者の供述……………209  
 緊急配備検問……………52  
 具体的指揮権……………234  
 警戒検問……………52  
 刑訴法 321 条 3 項……………163  
 刑の減輕……………81  
 刑の裁量の減輕事由……………79  
 警備活動……………115  
 血液の採取……………156  
 現行犯人……………67  
 検察官……………233  
 検察官認知……………234  
 検察官面前調書……………205  
 検視……………67  
 検証……………101, 119, 162  
 検証許可状……………101  
 現場供述……………167  
 広域組織犯罪……………224  
 勾引状……………204  
 公開捜査……………226  
 航空機の強取等の処罰に関する法律……………216  
 公正な裁判の実現……………99  
 交通検問……………52  
 公務所……………221  
 呼気検査……………154  
 呼気 の 自然採取……………155  
 国外犯……………216

## 判例索引

## 〈最高裁判所〉

最判昭和 25 年 6 月 13 日刑集 4 卷 6 号 995 頁	208
最判昭和 26 年 10 月 18 日刑集 5 卷 11 号 2268 頁	215
最決昭和 29 年 7 月 15 日刑集 8 卷 7 号 1137 頁	19
最判昭和 29 年 7 月 16 日刑集 8 卷 7 号 1210 頁	79
最決昭和 29 年 12 月 27 日刑集 8 卷 13 号 2435 頁	18
最判昭和 30 年 4 月 19 日民集 9 卷 5 号 534 頁	8
最決昭和 32 年 5 月 23 日刑集 11 卷 5 号 1531 頁	73
最決昭和 32 年 10 月 29 日刑集 11 卷 10 号 2708 頁	213
最判昭和 35 年 9 月 8 日刑集 14 卷 11 号 1437 頁	163
最決昭和 35 年 12 月 23 日刑集 14 卷 14 号 2213 頁	77
最判昭和 36 年 5 月 26 日刑集 15 卷 5 号 893 頁	164
最決昭和 36 年 11 月 21 日刑集 15 卷 10 号 1764 頁	195, 196
最判昭和 38 年 7 月 9 日刑集 17 卷 6 号 579 頁	90, 93
最決昭和 41 年 2 月 17 日裁判集刑事 158 号 271 頁	164
最決昭和 41 年 2 月 21 日判時 450 号 60 頁	175
最決昭和 43 年 2 月 8 日刑集 22 卷 2 号 55 頁	181
最大判昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁	99
最大判昭和 44 年 12 月 24 日刑集 23 卷 12 号 1625 頁	82
最決昭和 49 年 12 月 3 日判時 766 号 122 頁	149
最決昭和 51 年 3 月 16 日刑集 30 卷 2 号 187 頁	1, 39, 40, 83, 84
最判昭和 53 年 6 月 20 日刑集 32 卷 4 号 670 頁	28, 31, 53
最判昭和 53 年 9 月 7 日刑集 32 卷 6 号 1672 頁	7, 8, 32
最決昭和 53 年 9 月 22 日刑集 32 卷 6 号 1774 頁	19, 58
最決昭和 55 年 9 月 22 日刑集 34 卷 5 号 272 頁	55
最決昭和 55 年 10 月 23 日刑集 34 卷 5 号 300 頁	151, 159, 161
最決昭和 56 年 11 月 20 日刑集 35 卷 8 号 797 頁	104
最決昭和 57 年 3 月 2 日裁判集刑事 225 号 689 頁	195, 196



〈編著者紹介〉

まるやま かよ 丸山 嘉代	司法研修所上席教官（検察教官室）・検事
み い だ まもる 三井田 守	司法研修所次席教官・検事
たけい そうし 武井 聡士	さいたま地方検察庁検事（前司法研修所教官）
ざさかわ よしひろ 笹川 義弘	司法研修所教官・検事
くぼにわ こうのすけ 久保庭 幸之介	司法研修所教官・検事
いしかわ ゆういちろう 石川 雄一郎	司法研修所教官・検事

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。  
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

## 任意捜査ハンドブック

令和5年11月20日 第1刷発行

編著者 丸山 嘉代  
三井田 守  
武井 聡士  
笹川 義弘  
久保庭 幸之介  
石川 雄一郎  
発行者 橘 茂雄  
発行所 立花書房  
東京都千代田区神田小川町3-28-2  
電話 03-3291-1561（代表）  
FAX 03-3233-2871  
<https://tachibanashobo.co.jp>

©2023 丸山嘉代、三井田守、武井聡士、笹川義弘、久保庭幸之介、石川雄一郎  
印刷・製本／倉敷印刷  
乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。